

施策評価シート(平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成 24 年 5 月 30 日

施策	10	防犯・消費者保護対策の推進	主管課	名称	総務課	関係課	まちづくり交流課(商工振興)
				課長	篠田 朗		

施策の目的	対象 (誰、何を対象としているのか)	対象指標	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み	把握方法
	①町民	A	人口(外国人も含む)	人	22,924	22,618	22,194	21,727	
B									
C									
D									
意図 (対象がどのような状態になるのか)		成果指標 (意図の達成度を表す指標)	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度目標	設定の考え方と把握方法
①犯罪被害や消費者被害にあわない、起こさない。		A	刑法犯認知件数	件	154	147	136	133	
	B	身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合	%	-	-	-	36.2		B)犯罪被害が増えると、身近で犯罪にあう不安を感じている町民が増加すると考えたため成果指標とした。 町民アンケートにより把握
	C	過去1年間に、消費者被害を受けた町民の割合	%	22.1	17.5	-	9.2		※身近で犯罪にあう不安を感じていますか。→「感じている」、「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合
	D	消費者被害相談件数	件	-	-	-	32		C)直接的な設問であり、件数が減れば消費者被害にあっていないといえるため成果指標とした。 町民アンケートにより把握
	E								※過去1年間に、消費に関してだまされたり、納得がいかない思いをしたことがありますか。→「はい」と回答した人の割合
	F								ただし、平成21年度までの数値は、「いままでに、消費に関しだまされた等のトラブルにあったことのある町民の割合」 D)消費者被害にあった町民が、被害を最小限に食い止められているかを把握することができる と考えたため、成果指標とした。 ※沼田市消費生活センターへ町民が相談した件数

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	①地域ぐるみで防犯意識を高め、防犯活動に積極的に参加する。 ②防犯灯の整備、維持管理 ③自衛意識(防犯グッズ所持、戸締まり、危険箇所へは行かない等)をもって行動する。 ④悪質な商法など、消費に関する知識を身につける。 ⑤計量モニターなどで調査に協力する。 ⑥悪質な商法などを発見したら通報する。	1)町がやるべきこと ①地域ぐるみの防犯意識の向上を促進する。(啓発活動等) ②地域防犯組織への支援 ③防犯灯整備に係る補助 ④警察等の関係機関との連携等をはかり、非行や犯罪の未然防止に努める。(防犯活動の推進) ⑤消費生活製品安全法に基づく一部立ち入り検査の実施(県からの委譲事務) ⑥表示内容の偽装等に係る商品内容量等のモニター調査(県からの委託事務) ⑦健全な商業の育成と消費者の保護を図るため、県及び各種団体との連携のもと、情報提供や講習会の開催を支援すると共に、消費者自身の知識の向上と相談機能の充実を推進する。

<p>1. 施策の成果水準とその背景・要因</p>		
<p>1)現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）</p> <p>①町内の刑法犯認知件数は、平成20年154件、平成21年147件、平成22年136件、平成23年133件と年々少なくなっている。これは、数年前の不審者情報が多くあった時期に地域住民や警察官が防犯パトロールを開始し、現在も続けられていることが1つの要因であると思われる。町内での主な犯罪の種別は、「車上ねらい(10件)」、「器物損壊(9件)」、「自動販売機ねらい(5件)」、「自転車盗(4件)」となっている。</p> <p>②身近で犯罪にあう不安を感じている町民の割合は、36.2%となっているが、年齢別にみると、30歳代が53.5%と最も高く、年齢が高くなるほど低くなる傾向にある。</p> <p>③過去1年間に、消費者被害を受けた町民の割合は、平成22年度17.5%、平成23年度9.2%と8.3ポイント減少した。数値の減少はアンケートの設問の変更によるところが大きい、被害が拡大しないうちに消費生活センターなどに相談できたのではないかと考えられる。また、ここ数年、啓発活動を積極的に行っているため、消費に関する知識が普及してきたといえる。</p> <p>④消費者被害相談件数は、32件となっている。平成23年度より相談を開始したため、今後の数値の動向を注視していく。</p>	<p>2)他団体との比較（近隣市町村、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）</p> <p>①県内における刑法犯認知件数は、平成20年26,730件、平成21年24,110件、平成22年22,211件、平成23年20,981件と減少しつつある。罪種別では、侵入犯罪3,008件の中では空き巣が1,196件(39.8%)であった。非侵入窃盗と乗り物等窃盗では、自転車盗難2,849件(22.1%)、万引き2,302件(17.9%)、車上ねらい1,615件(12.5%)、自販機ねらい380件(3.0%)となっている。利根沼田管内においても、刑法犯認知件数は平成20年715件、平成21年668件、平成22年644件、平成23年584件と減少している。人口10万人あたりの刑法犯認知件数は、県1,048件、利根沼田666件(沼田市657.1件、片品村455.2件、川場村542.9件、昭和村947.1件)、みなかみ町630.8件(県下26位)で、県平均とくらべても少ない。</p> <p>②平成18年12月の治安に関する世論調査(内閣府)によると、不安になる犯罪の罪種は、空き巣が53.1%と最も高く、すり・ひったくり50.0%、悪質・危険な交通法令違反49.9%、誘拐・子どもの連れ去り42.5%と続く。</p>	<p>3)住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか 同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）</p> <p>①犯罪のない町になることを願っているが、平成23年は133件発生している。</p> <p>②警察への迅速・的確・きめ細かな活動を期待している。</p> <p>③県や市の消費生活センターがあるからか、町への消費者被害の相談はほとんどない。</p> <p>町民アンケートによると、身近で犯罪にあう不安の具体的内容は、</p> <p>①空き巣59.6%</p> <p>②振り込め詐欺や悪質商法などの詐欺犯罪46.6%</p> <p>③車上狙い37.5%</p> <p>④インターネットなどを利用した犯罪27.9%</p> <p>⑤連れ去りなど、子どもを狙った犯罪21.6%</p> <p>⑥暴行や傷害などの暴力的な犯罪18.8%</p> <p>⑦痴漢・ストーカー11.5%</p> <p>⑧ひったくり・すり10.6%</p> <p>⑨その他3.4%</p> <p>となっている。</p> <p>また、自由記述欄には、防犯灯の設置を求める意見が寄せられている。さらに、この施策に対する満足度は、満足6.3%、やや満足18.2%、やや不満6.8%、不満1.6%となっている。</p>
<p>2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括</p>	<p>3. 施策の課題認識と改革改善の方向</p>	
<p>①防犯対策事業(防犯灯の設置助成・一部維持管理等)は、夜間の犯罪抑制に効果があった。</p> <p>②町の防犯協会が主体となって、水上小学校金管バンドを先頭に水上支所から温泉街を通り水上小学校までをパレードする「みなかみ町秋季地域安全パレード」を10月に実施し、防犯に関する啓発を行った。</p> <p>③平成19年度から地域の防犯パトロールのための青色回転灯の貸出を実施している。</p> <p>④防犯協会、職場警察連絡協議会等と連携してチラシ配布など啓発活動を実施した。</p> <p>⑤別施策(学校教育)ではあるが、新治地区で「子ども安全安心・育成協議会」を組織し、見守り協力員の方が小中学生の登下校に付き添うようになった。見守り協力員には約60人ほどの地域住民の方が登録している。また、子ども110番の家を設置し、いざという時に子どもたちが避難できる体制を整えている。</p> <p>⑥平成23年度から、町民が消費者被害に関して沼田市消費生活センターで相談できる体制を整え、32件の相談があった。</p> <p>⑦平成23年4月に県の暴力団排除条例が施行され、それを踏まえて、平成24年度に町の暴力団排除条例を制定し、施行する予定である。</p> <p>⑧「マルチ商法撃退マニュアル」を作成し、全戸配布した。</p>	<p>①防犯灯の管理等(電気料の支払いなど)について、旧町村単位の3地区で差異があるため、見直しの必要がある。</p> <p>②防犯体制の充実を図るために、警察と連携した町民への情報提供(不審者情報など)ができるよう体制づくりを行う。</p> <p>③ネット被害等、新しい形態の被害に関する情報を収集し、被害に遭わないようホームページ、広報、回覧等で周知しているが、新たな被害が発生しないよう継続していくことが必要である。</p>	